



住所と戸籍の届出

市民生活部市民課

住所の異動（住民票の異動）があった場合にはそれぞれ届出が必要です。

種類	届出期間	必要書類
転入届 (他の市区町村から小諸市に異動した場合)	住所を移した日から14日以内	<input type="checkbox"/> 転出証明書（前住所地で発行されます。マイナンバーカード等を利用した転入の場合は不要です。） <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認ができる顔写真付き身分証明書 海外から帰国の場合 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 戸籍謄本・附票 印鑑登録をする場合 <input type="checkbox"/> 登録印 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療負担区分等証明書（加入者）
転出届 (小諸市から他の市区町村に異動する場合)	小諸市で転出届を行い、発行された転出証明書を持って他の市区町村へ転入の届出をしてください。 マイナンバーカードとスマートフォンをお持ちの場合は、マイナポータルでオンライン転出が可能です。	<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認ができる顔写真付き身分証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 印鑑登録証（登録していた場合） <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格がわかる書類（加入者） <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格がわかる書類（加入者） <input type="checkbox"/> 介護保険証（加入者） <input type="checkbox"/> 福祉医療受給者証（18歳未満）
転居届 (小諸市内で住所を異動した場合)	住所を移した日から14日以内	<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認ができる顔写真付き身分証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格がわかる書類（加入者） <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格がわかる書類（加入者） <input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 福祉医療受給者証（18歳未満）
世帯変更届 (世帯の変更（合併・分離・構成変更等）)	変更のあった日から14日以内	<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認ができる顔写真付き身分証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格がわかる書類（加入者） <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格がわかる書類（加入者） <input type="checkbox"/> 介護保険証（加入者）
出生届	生まれた日を含め14日以内 (国外の場合、3ヶ月以内)	<input type="checkbox"/> 出生証明書 <input type="checkbox"/> 母子手帳 <input type="checkbox"/> 手続きに来る方の国民健康保険資格がわかる書類(加入者)
死亡届	死亡を知った日から7日以内 (国外の場合、死亡を知った日から3ヶ月以内)	<input type="checkbox"/> 死亡診断書または死体検案書
婚姻届	届け出た日から法律上の効力発生	<input type="checkbox"/> 婚姻届 <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類
離婚届	届出が受理された日から法律上の効力発生 (協議離婚の場合)	<input type="checkbox"/> 離婚届 <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類

広告

自動車協会 P105 D-3

自動車の様々な届け出はお任せください。

自家用自動車協会 小諸支部

自動車の登録関係・車庫証明申請手続きなど車に関することは、お気軽にご相談ください。

■小諸市八幡町3丁目3-15
 ■TEL:0267-22-0496 ■FAX:0267-22-2471
 ■営業時間/8:30~17:00
 ■定休日/土曜、日曜、祝日



P あり

レストラン P103 E-5

本格的タイ料理の店ソム

Thai Restaurant Som

パパイヤサラダ、トムヤムクン、タイヤキソバ、グリーンカレーその他、数多くのメニューをそろえています。是非、タイ料理を食べにきてください。

■小諸市南町1-4-6
 ■TEL:0267-24-0242
 ■FAX:0267-24-0242
 ■営業時間/11:00~21:00 (ラストオーダー 20:30)
 ■定休日/不定

■Somthai Store
 ■Open 10:30~21:00
 ■新鮮な野菜、果物、乾物、タイジュース、冷凍食品、あらゆる種類のタイ製品を販売しています。

P あり(8台)

印鑑登録

市民生活部市民課

登録できる人

小諸市に住民登録をしている15歳以上で意思能力を有する人。

登録できる印鑑

印影の大きさが一辺8mm以上、25mm以下の正方形の中に収まる印鑑で、次に当てはまらないもの。

- 氏名、氏もしくは名以外の事項を表しているもの
- ゴム印など変形しやすい材料のもの
- 磨耗したり欠けている印鑑
- 同一世帯の人が既に登録している印鑑
- 逆さ彫り、装飾模様入りのもの
- その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの

本人による申請

登録したい印鑑を持参し、本人が直接窓口へ申請してください。本人確認を行ったうえで登録となりますので、運転免許証・マイナンバーカード、旅券（パスポート）等の公的機関が発行した顔写真付き身分証明書※の提示が必要です。

※公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書の例：

運転免許証、マイナンバーカード、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（顔写真付き）、身体障害者手帳、療育手帳など

上記の身分証明書を持っていない場合は、次の2つの方法での登録となります。

● 照会書による申請

申請者の住所登録地へ照会書を「転送不可」により郵送を行い、その回答により本人確認を行います（郵便の転送設定をしている場合、照会書が届かないため登録できません。）。この場合、登録までに2回の来庁が必要です。

● 保証人による申請

小諸市に印鑑登録してある人が申請者の保証人となり、印鑑登録申請書に保証人の住所・氏名・印鑑登録番号の記入および登録印の押印をし、保証人による本人確認の保証を受けることで登録することができます。

広告

コンビニエンスストア P127 E-2



生活必需品から嗜好品や色々なサービスの提供等、今売れている商品と必要なサービスをお届けします。

■小諸市耳取373-7
■TEL:0267-24-9153
■営業時間/24時間 ■定休日/年中無休

P あり

■ 代理人による申請

申請者がやむを得ない事由により来庁することができない場合は、代理人を通じて印鑑登録をすることができます。ただし、本人からの登録申請であることを確認する必要があるため、登録申請者本人が来庁するときに比べ、手続きが複雑になり期間を要します。

① 代理人が次のものを持参し印鑑登録申請をします。

- 申請者直筆の印鑑登録申請書
- 申請者直筆の代理人選任届（委任状）
- 代理人の身分証明書（顔写真付き）

② 登録意思確認のため、市役所より申請者の住所登録地へ照会書を送付します（郵便の転送設定をしている場合、照会書が届かないため登録できません。）。

③ 代理人が次のものを持参し、印鑑登録を行います。

- 照会書（申請者による回答書）
- 登録する印鑑
- 代理人の身分証明書（顔写真付き）

④ 代理人に印鑑登録証（カード）をお渡しします。

■ 印鑑登録証明書の交付

市民課窓口で印鑑登録証明書の交付を受ける際は、必ず印鑑登録証（カード）またはマイナンバーカードを持参してください。印鑑登録証（カード）またはマイナンバーカードがない場合は、登録者本人が登録印や身分証明書（運転免許証等）を持ってお越しいただいても、印鑑登録証明書を交付することができません。また、代理人が印鑑登録証明書の交付申請をする場合は、登録者本人から印鑑登録証（カード）を預かるとともに、登録者の住所・氏名・生年月日を確認してきてください（代理人が登録者本人のマイナンバーカードを預かって来庁しても、印鑑登録証明書は交付できません。マイナンバーカードで交付できるのは、登録者本人が来庁した場合のみです。）。

マイナンバーカードをお持ちの場合は、コンビニ交付もご利用できます。この場合「印鑑登録証（カード）」は不要です。

ご宿泊、お食事 P103 E-2



そこかしこに北国街道の昔の浪漫を残した城下町小諸にて三百年の伝統ある心のこもったおもてなしでお待ちしております。併設のお食事処山里亭割烹つるやでは、四季折々こだわった伝統の味と文化をご満喫いただけます。

■小諸市本町3-2-19
■TEL:0267-22-0041 ■FAX:0267-22-2741
■定休日/ご宿泊：年中無休、お食事：不定休
■URL:<http://www.tsuruya-hotel.com> ■E-mail:tsuruya@ctknet.ne.jp

P あり(15台)

手数料

種類	手数料
印鑑登録証（カード）の交付	300円
印鑑登録証亡失による再交付	500円
印鑑登録証明書	1通 300円
住民票（謄本・抄本）	1通 300円
戸籍（謄本・抄本）	1通 450円
戸籍の附票	1通 300円
除籍（原戸籍）謄本	1通 750円
身分証明書・独身証明書	1通 350円

各種証明書のコンビニ交付サービス

☎ 市民生活部市民課・税務課

マイナンバーカードを利用した、各種証明書のコンビニ交付をご利用ください。

小諸市では、全国のマルチコピー機を設置したコンビニエンスストアにおいて、住民票、戸籍、印鑑登録証明書、所得・課税・扶養証明書（最新年度のみ）の交付サービスを実施しています。

● 取扱い日時

午前6時30分～午後11時（土・日・祝も利用可能です。）
保守点検等により停止する場合は市公式ホームページでお知らせします。

● 取り扱える証明書

住民票（謄本・抄本）、戸籍（謄本・抄本・附票）、印鑑登録証明書、所得・課税・扶養証明書

● 交付手数料

交付手数料は、市役所窓口と同一料金です。
※マイナンバー入りの住民票はコンビニ交付では取得できません。市民課の窓口をご利用ください。

税に関する証明・閲覧

☎ 市民生活部税務課

● 証明書の窓口発行

税に関する証明書の交付申請にあたっては、身分証明となる書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）をご持参ください。

委任状または法人の登録印が必要な場合があります。

● 個人の証明書

窓口にいる方がご本人または市内に住所がある同一世帯の親族以外の場合は、委任状が必要になります。

● 法人の証明書

窓口で法人の代表者が法人の登録印をご持参された場合以外は、委任状が必要になります。

● 受付時間

午前8:30～午後5:15
（土・日・祝日および年末年始は除く）

手数料

種類	手数料
所得証明書	1通 300円
課税・非課税証明書	1通 300円
所得・課税証明書	1通 300円
所得・課税・扶養証明書	1通 300円
固定資産税評価証明書	1通 300円
資産（無資産）証明書	1通 300円
固定資産公課証明書	1通 300円
住宅用家屋証明書	1通 1,300円
固定資産税評価通知書	無料
納税証明書	1通 300円
軽自動車税の納税証明書（車検用）	無料
名寄帳（固定資産課税台帳の写）	1件 300円 同一所有者で2枚以上となる場合は、2枚目から30円
土地台帳閲覧	1件 300円
公図	1件 300円

広告

税理士・経営コンサル・相続・FP

税金・相続・経営・資金繰り等何なりとご相談ください。

岡野真生税理士事務所

初回相談料無料！（要予約）
何なりとご相談ください!!

HPはこちらから

■ 佐久市塚原315-1
■ TEL:090-1949-7250 ■ FAX:0267-88-6066
■ 営業時間 / 8:30～18:00(要予約) ■ URL:https://www.okanozei.com
■ E-mail:m-okano@tkcnf.or.jp
■ 税理士:岡野真生 関東信越税理士会佐久支部所属

あり(5台)